

(第1回変更) 契約変更の内容

契約変更年月日	令和 2年 10月 8日
契約業者名	中央復建コンサルタンツ (株)
契約業者の住所	大阪府大阪市東淀川区東中島4-11-10
業務の名称	阪神圏のネットワーク強化検討業務 (2019年度)
業務場所	阪神高速道路株式会社が指定する場所
業務種別	土木設計
業務概要	阪神高速道路株式会社 にて検討中の構想路線 等について、概略検討
業務期間(自)	令和 2年 2月 8日
業務期間(至)	令和 3年 2月 26日
契約金額	11,979,000 円
変更金額	7,315,000 円 増
変更後の契約金額	19,294,000 円
変更理由	別紙のとおり

※金額は、税込みである。

変更契約理由書

阪神圏のネットワーク強化検討業務（2019年度）第1回変更

4-2 構想路線及び既供用路線の線形改良等に関する概略検討

3号神戸線京橋出入口について安全性を考慮して線形検討するため、「3号神戸線京橋出入口」に関する概略構造検討、概算工期及び概算事業費の算出を追加する。

4号湾岸線から15号堺線方面へのアクセス改善を検討するため、「6号大和川線と15号堺線の接続（大和川第1JCT）」の概略検討を追加する。

「阪神高速道路と主要ターミナルを接続する路線」の概略検討を進めるにあたり、概略ルート検討のうえ検討路線を選定する必要が生じたので、路線選定を追加する。また、阪神高速道路と主要ターミナルの接続による利便性向上に加えて、池田線の渋滞対策に資する路線として、名神高速道路から主要ターミナルを経由して阪神高速道路を接続する路線の路線選定を追加する。

3号神戸線と5号湾岸線を接続する構想路線について、既供用路線との接続部の線形や料金所の配置を確認するため、「3号神戸線と5号湾岸線の接続」に関する概略検討を追加する。

<参考>・特記仕様書 第6章 ・契約書 第19条

直接経費

「4-3 構想路線及び既供用路線の線形改良等に関する資料整理」について、対象業務の成果品を収集・確認したところ、一部の業務は検討年度が古く、紙媒体の資料しか保管されていないことが分かった。報告書に取りまとめるため、これらの電子化作業に係る直接経費を追加する。

<参考>・特記仕様書 第6章 ・契約書 第19条

業務期間の変更

上記の変更及び「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」の発令を踏まえた対応の実施に伴い工程に遅延が生じたことから、業務期間を下記の通り延長する。

元：令和2年2月8日～令和2年11月30日

変更：令和2年2月8日～令和3年2月26日

<参考>・特記仕様書 第6章 ・契約書 第19条、第22条

・「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」の発令を踏まえた対応について
(事務連絡 国土交通省道路局 令和2年4月7日)